

○浅麓環境施設組合職員人事評価実施規程

令和5年4月1日

訓令第1号

浅麓環境施設組合職員人事評価実施規程については、小諸市職員人事評価実施規程（令和5年小諸市訓令第14号）を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとし、第6条第1項に定める一次評価者及び二次評価者の区分については、この規程に定める別表第1によるものとする。

第4条	市長	組合長
第10条	総務部長及び総務課長	小諸市部長職及び所長
第14条	副市長、総務部長及び総務課長	小諸市副組合長、小諸市部長職及び所長
	総務部総務課	庶務係
第15条第2項	副市長	小諸市副組合長
第18条	総務課長	所長
第20条	市長	組合長

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

被評価者	一次評価者	二次評価者
所長職	小諸市部長職	小諸市副組合長
次長職、主幹職、技幹職及び係長職	所長職	小諸市副組合長
上記以外の職	係長職	所長職